犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年 11 月 13 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　令和８年第７号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　　令和８年 11 月 13 日

３　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

令和元年７月頃から令和３年７月 15 日頃まで

(2)　支給対象犯罪行為の内容

被告人らが業として金銭の貸付けを行うに当たり、同人らが管理する第三者名義の口座に振込送金を受けるなどの方法により、借受人（被害者）から、元金とともに法定の上限利息を超える利息を受領した行為。

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1)　検察官が把握している事項

ア　被告人らが用いた偽名

コバヤシ、カンダ、ハナイ、コイズミ、キタノ、ホソカワ、タケダ、フジワラ、ナカタ、マツモト

イ　借入れ・返済のやり取りに使用した電話番号

03－6709－3706、080－9045－0180、080－8432－4457、03－5810－2986、03－5924－6942

ウ　元金及び利息を受領するのに使用した預貯金口座名義（50 音順）

アキタ　キヨハル、アキヤマ　トラノスケ、アメモリ　フミヒロ、アラカワ　ケン、イシカワ　カツヤ、イシバシ　タケヤ、イチキ　タカトシ、イラミナ　ダイサク、イリエ　チヨコ、ウエノ　ジュンコ、ウエノ　タダオ、ウエマ　タケシ、ウスクラ　キヨコ、ウチダ　カズオ、オオシマ　サトル、オオハシ　マサユキ、オカムラ　ヒロミチ、オギノ　ヨシアキ、オザワ　シュンスケ、カ）ヴィータデグチヨシタカ、カ）リンクス、カタヨセ　タケシ、カツヤマ　テツナオ、カワタ　シンイチロウ、キンジョウ　カイト、コウノ　テツヤ、ゴトウ　トシヒコ、コハマ　チュウジ、コヤマ　カチコ、サイトウ　オサム、シマクラ　エミコ、シラキ　ユウヤ、スギタ　マサコ、スズキ　クミコ、スズキ　モネ、タカクワ　リュウイチ、タカハシ　ユウジ、タナカ　サナエ、タナカ　リョウコ、タビラ　サトシ、チダ　ヒデオ、チダ　マサシ、ツカモト　ヨシヒロ、デグチ　ヨシタカ、テラワキ　ユウイチ、トーエイアート（カ、トバ　ケンイチ、ナカガワハラ　アキラ、ナカジマ　ユウジ、ナガタ　ケンジ、ナカムラ　ヤスヒロ、ニイガキ　アイコ、ニシムラ　アキラ、ノグチ　マサトシ、ハシヅメ　フミヒコ、バンドウ　ユウスケ、フジモト　ヒロミ、フジモト　マサヒロ、フジモト　ユウスケ、フナダ　マサユキ、マツツネ　カヨコ、ムトウ　マイ、ムライ　カヨコ、ヤマダ　アツコ、ヤマツ　ヒロコ、ヤマモト　マサオ、ヤマモト　マサヨシ、ヨシイケ　シュウゴ、ヨシカワ　タダシ、ヨシダ　タロウ、ヨシタネ　トシエ

(2)　主な犯行手口

ア　ショートメールにより、借入れの勧誘を行う。

イ　電話で申し込んできた者に偽名で対応し、個人情報や振込口座等を確認するとともに、貸付期間は１週間から 10 日程度、利息は５割程度で、貸付けの際に 1000 円程度の手数料を差し引く場合がある旨説明する。

ウ　必要に応じて、身分証等の写しをメールで送付させる。

エ　貸付金額を決定し、希望した口座に貸付金を振り込む。

オ　返済日及び被告人らの管理に係る第三者名義の口座を指定して元金及び利息の合計額を振り込ませる。

カ　返済できない場合には、利息だけ支払って返済期日を延ばしたり、口座を買い取って返済に充てさせたりする。

キ　買い取った口座は、返済時の振込用口座として利用する。

５　開始決定の時における給付資金の額　　金 283 万 9963 円

６　支給申請期間　　令和８年 11 月 13 日から令和９年１月 27 日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1)　被告人の氏名　居澤　光真

(2)　裁判所名　　東京地方裁判所

(3)　裁判年月日　　令和５年５月 24 日（令和６年５月 14 日確定）

(4)　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）被告人は、東京都知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として被害者らに対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の限度を超える利息を受領するに際し、単独又は共犯者と共謀の上、令和元年７月 16 日頃から令和３年７月 12 日頃までの間、72 回にわたり、貸付けの元金及び利息合計 312 万 2300 円を、第三者名義の 25 口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の郵送又は持参による提出先）

〒100－8903　東京都千代田区霞が関１－１－１　東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03－3592－5611（代表）内線 3350、4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して 30 日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から 30 日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。